

ICRP 勧告は人々を被ばくから守ったか？
～東電福島原発事故の経験から～

満田夏花（国際環境 NGO FoE Japan）

1. 東電福島原発事故と ICRP 勧告

○2011年4月19日、文部科学省は「学校の校舎・校庭の利用判断における暫定的な考え方」として、年20mSv、毎時3.8 μ Svを通知。（ICRPの現存被ばく状況1～20mSvに言及）

→多くの父母、市民の怒り

- ・ 公衆の被ばく限度年1mSvの20倍
 - ・ 「放射線管理区域」（年5mSv）をはるかに超えるレベル
- =放射線に携わり訓練されている職業人以上の被ばくを許容するのか
- ・ 放射線に対する感受性が大きい子どもに適用するのか
 - ・ 1mでの空間線量率測定が適切なのか。土壤汚染は考慮しなくてよいのか

○2011年4月11日、政府は積算線量が年20mSvに達する恐れがある場所（飯舘村、葛尾村、浪江町、川俣町の一部、南相馬市の一部）を「計画的避難区域」に設定。（ICRPの緊急時被ばく状況20～100mSvに言及）

- ・ 避難区域指定された地域外にも、高い線量。高いレベルの土壤汚染
- ・ 特に線量の高い地域に住む子どもを持つ親たちの葛藤

「小さな山を一つ越えると、避難区域です。そんな場所に小さい子供を住ませることはできません。親として子供を守るのは当然です。避難したくて、避難しているわけはありません。どれほど悩んで避難したか。また災害が起こる可能性、何かあった時子どもを守れるかどうかなど、本当に悩みぬき避難しました。」

- ・ 避難区域外の少なからぬ人たちが賠償のあてもなく、また社会的な認知もなく、「自主的」避難を強いられた。→経済的な困窮、社会的孤立、精神的な圧迫
- ・ 「避難の権利」を求める運動（チェルノブイリ法では、1～5mSvでは、移住権が保証され、5mSv以上の地域では義務的移住。生涯70mSvの考え方）
- ・ 2011年12月中間指針追補で、ようやく自主的避難等対象区域が定められたが、避難費用を賄える額ではなかった。
- ・ 現在に至るまで避難者たちの窮乏は続いている。

○避難指示区域の解除…政府は、①年間20mSvを下回ることが確実であること、②インフラなどの復旧、③県、市町村、住民との十分な協議—を解除の要件とした。

- ・ 年間20mSvは、避難の基準でもあったが、高止まりのまま。実質上形骸化。（ICRP pub.111では、年1～20mSvのバンドの下方から選択。代表的な値は1mSv）
 - ・ 「十分な協議」はなされなかった。説明会で多くの住民が「解除は時期尚早」と反対しても、ガス抜きでしかなく、住民の意思は政策決定に反映されなかった。
- cf) 南相馬市の特定避難勧奨地点解除の説明会について、原子力災害対策本部担当官は、「説明はするが協議はしない」と発言。

※除染の目標…「長期的には追加被ばく年1mSvをめざす」。「長期的」はいつまでなのか、あいまいなままであることに、人々の苛立ち。

○「子ども・被災者支援法」2012年6月制定

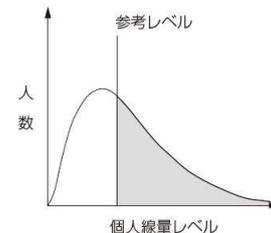
- ・ 人々の在留・避難・帰還を「選択する権利」の尊重。いずれの場合も国が適切な支援
- ・ 健康影響の未然防止、生涯にわたる健診の保障、医療費減免
- ・ いままでの政府指示より広い地域を「支援対象地域」として指定
「支援対象地域」=当該地域における放射線量が政府による避難指示が行われる基準を下回っているが、一定の基準以上である地域→当事者や市民団体は、少なくとも年1mSv以上の地域をカバーすべきと主張。結局、この「一定の基準」は定められず、「支援対象地域」は、福島県内にとどめられ、中通り、浜通りとされた。

○測定されなかった初期の内部被ばく…避難者に対して行われたスクリーニングの除染基準は高められ、またマニュアルで定めた13000cpm以上の人たちに対する甲状腺測定、安定ヨウ素剤の配布は行われなかった。

2. ICRP 勧告は人々を被ばくから守ったのか？

→そうは思えない。むしろ人々に怒りと葛藤をもたらした。政府の恣意的な運用を許した。

- ・ 平常時よりはるかに高い被ばくを、子どもや妊婦も含む一般人に許容することは受け入れがたい。
- ・ 「緊急時」「現存被ばく」に、平常時の基準よりはるかに高い「参考レベル」が設定される。
- ・ 線量限度ではなく、「参考レベル」。すなわち、このレベルを超える人が一定いることが前提となる。



→他の有害物質とは異なる対応では？

3. ICRP 勧告改定案へのとりあえずのコメントと疑問

- ・ 福島第一原発事故からの教訓が反映されていない。人々を被ばくから守るものとなっているか疑問。
- ・ 事業者、政府の責任について明らかにすべき。
- ・ 政策決定に人々が参加する権利を保障すべき。特に女性の参加に配慮すべき。
- ・ 避難、居住制限なども含む土地利用管理、ゾーニングの重要性を勧告すべき。
- ・ 住民の被ばくを避ける権利、賠償や支援を受ける権利を明確にすべき。
- ・ 参照している文献が偏っている。
- ・ 「参考レベル」への疑問…「参考レベル」そのものの概念が、高い被ばくを容認することになる。また、「参考レベル」として勧告案で示されているレベルが高すぎる。
- ・ 緊急時、回復期で、平常時よりはるかに高いレベルとすることも疑問。平常時と同じ基準をとりつつ、高い被ばくを受けている人々から優先して対策をとることは両立するのではないか。
- ・ 回復期の参考レベル…「年1~20mSvの下方かそれ以下。一般的に10mSvを超える必要がないだろう」→不明確でわかりづらい。原則1mSvと勧告すべき。
- ・ Fig.2.1. 従来の「緊急時被ばく」「現存被ばく」と、勧告案の「Emergency Response」と「Recovery process」は対応しているのか？
- ・ 個人のライフスタイル、個人線量を強調することにより、個人に責任を帰す恐れがある。
- ・ 累積的被ばくを考慮しているのか。
- ・ 「co-expertise」の称賛→被ばく下で生活することを前提とした「専門家」と「市民」の協力では？ 個人が意思決定に参加することを保証するものではない。
- ・ 日本語版を作成すべき。
- ・ 福島県、周辺県、東京などにおいて、公聴会を実施すべき。

以上